

平成30年度 特定随意契約の発注見通し

発注課: 建設水道課

平成30年 4月 1日現在

契約の名称	契約の内容	契約期間 ・納入期限	場所	契約相手方の 決定方法	選定基準	発注時期
クリークの里石丸山公園 管理業務	日常管理(巡回・清掃・花壇手入れ等)、緑 化管理(草取り・草刈り・運搬)等を行う。	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	クリークの里石丸山公園 (大木町大字大角 1426番地)	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規 定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履 行できること。	4月
道路等の維持管理業務	町道の舗装補修・砂利散布・草刈り、町 有水路の木柵補修等を行う。	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	大木町内	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規 定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履 行できること。	4月
木佐木小学校南側水辺公 園清掃業務	公園及びトイレの清掃等を行う。	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	木佐木小学校南側水 辺公園(大木町大字 八町牟田623番地1)	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規 定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履 行できること。	4月
大莞小学校南側公園清掃 業務	公園の清掃等を行う。	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	大莞小学校南側公園 (大木町大字三八松 4026番地3)	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規 定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履 行できること。	4月
大木町水道事業 水道メーター検針業務	年間6回1週間かけて大木町内水道使用 者の水道メーター検針を行う。	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	大木町内	随意契約(地方自 治法施行令第167 条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規 定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を履 行できること。	4月